

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【企業局】

○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

総務企画課

○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

〃

【人事委員会】

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規程

人事委員会

○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規程

〃

（以上県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第一号中「堤防」の下に「その他公営企業管理者が定める事業用施設」を加え、「事業用施設の」を削る。

附則第三項第二号中「及び第六項」を削る。

附則第四項第四号中「内に」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設（公営企業管理者が定める施設を除く。）内に」に改める。

附則第六項から第八項までを削り、附則第九項中「及び第七項各号」及び「及び第六項」を削り、同項を附則第六項とする。

附則第十項中「（附則第八項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項を附則第七項とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中「延長又は」を「延長、」とし、「が必要な」を「又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等」を「保育所等」に改め、同条第二号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第六十四号）」を、「」を含む」の下に「。次条において同じ」を、「者を含む」の下に「。同条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合）

第二条の四 条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 育児休業の承認に係る子について、保育所等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳六か月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として育児休業の承認に係る子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳六か月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡した場合
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ハ 当該子と同居しないこととなった場合
 - ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

様式第一号中「**再婚**」を「**再婚**」に、「**延長又は**」を「**延長**」に、「**が必要**」

平成29年9月29日 岡山県公報 号外

を「又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「」の規定に基づく」を「」第二十条の」に、「の規定に基づく同項に規定する」を「第三十四条第一項の規定により条例第十五条第一項の」に、「同条第一項」を「条例第十五条第一項」に改める。

第二十四条第六項第五号中「及び第七項各号」を削る。

附則第三項中「、新事務棟及び新事務本館」を「その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設（人事委員会が定める施設を除く。）」に改める。

附則第四項中「及び第八項各号」及び「及び第七項」を削る。

附則第五項中「（条例附則第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。